

令和 8 年度国指定鳥獣保護区の変更等に関する
意見の募集（パブリック・コメント）の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

国指定鳥獣保護区の変更等について、以下のとおり、パブリック・コメントを実施いたしました。皆さまの御協力に厚くお礼を申し上げます。

（1）意見募集対象

① 国指定仙台海浜鳥獣保護区

ア 国指定仙台海浜鳥獣保護区

区域の拡張、保護に関する指針の変更

イ 国指定仙台海浜鳥獣保護区 蒲生特別保護地区

令和 9 年 4 月 1 日以降の指定（現行から区域拡張）

ウ 国指定仙台海浜鳥獣保護区 井土浦特別保護地区

令和 9 年 4 月 1 日以降の指定（現行から区域拡張）

エ 国指定仙台海浜鳥獣保護区 広浦特別保護地区

令和 9 年 4 月 1 日以降の指定（新規指定）

② 国指定屋我地鳥獣保護区

ア 国指定屋我地鳥獣保護区

区域の拡張

イ 国指定屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区

令和 8 年 11 月 1 日以降の指定

（2）意見提出期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）～令和 8 年 8 月 1 日（土）

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）のフォーム、郵送

2. 意見募集の結果

意見提出数 30 件（※意見募集要領の条件を満たした有効意見の数）

3. お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり。

No.	鳥獣保護区等(※)	意見数	御意見概要	御意見に対する考え方
1	①アイウエ ②アイ	10	鳥獣保護区の更新及び拡張、特別保護地区の指定及び拡張に賛成。	御意見の趣旨は今後の施策の参考といたします。
2	①ア	1	今後にも必要に応じて保護区の範囲を適切に見直し、拡大していくべき。	鳥獣保護区の範囲は、今後の情報収集結果を踏まえ、必要に応じて拡大を含めた見直しに努めます。御意見の趣旨は今後の施策の参考といたします。
3	-	1	保護対象の鳥類及び生息地の状況について、調査の方法及び結果を公開するべき。	今回パブリック・コメントの対象とした2つの国指定鳥獣保護区は、いずれも、環境省のモニタリングサイト1000の調査サイトとなっており、今回の鳥獣保護区の変更等や鳥獣保護区の管理に調査結果を活用しています。モニタリングサイト1000においては、対象の鳥類の調査を継続して行っており、調査方法、調査結果を公表しております。詳細は以下URLをご参照ください。 https://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html
4	-	2	地域住民、利用者、専門家と連携した管理を行うべき。	今回パブリック・コメントの対象とした2つの国指定鳥獣保護区においては、地方公共団体及び地域の専門家等と連携して管理を行っております。御意見の趣旨は今後の施策の参考といたします。
5	①アイウエ ②アイ	6	人による保護区の利用等が鳥類に与える影響を確認し、必要に応じて利用ルールや監視体制等を整備するべき。	今回意見募集を行ったいずれの鳥獣保護区においても、環境省職員、鳥獣保護区管理員、自治体、関係団体による巡視等により、人による利用が鳥類に与える影響を確認しております。また鳥類の繁殖期には立入禁止のための看板及びロープを設置しています。 仙台海浜鳥獣保護区のうち特に利用者の多い蒲生干潟においては、関係行政機関等と協力し利用ルールを策定し周知に努めています。 https://www.pref.miyagi.jp/documents/24185/riyouru-rukuiki.pdf 屋我地鳥獣保護区においては、アジサシ類の繁殖地への上陸や接近の自粛を求める注意喚起を行っています。また地域住民への普及啓発も実施しています。 https://kyushu.env.go.jp/okinawa/content/000421140.pdf
6	②ア	1	計画書別表3に記載された外来種について、防除を行う場合の、科学的知見に基づく対象種の選定と、苦痛の少ない捕獲、処分方法を管理方針に記述するべき。	別表3は、当該区域において生息が確認されている獣類を掲載したものです。外来種の捕獲等を行う場合には関係法令等に基づき実施することとなりますので計画書案は原案通りといたしますが、御意見の趣旨は今後の施策の参考といたします。
7	①ア ②ア	1	管理方針に、外来鳥類に対するモニタリングや生態系への影響把握に努める旨の文言を追加するべき。	管理方針には、外来鳥類に限らず鳥類のモニタリング調査等を通じて区域内の鳥類の生息状況の把握に努めることとしておりますので計画書案は原案の通りといたしますが、御意見の趣旨は今後の施策の参考といたします。
8	②アイ	1	計画書4(1)エ(p5)に、ジュゴンの刺し網等への混獲防止や船舶衝突回避に関する具体的な記述をするべき。	屋我地鳥獣保護区は海鳥等の集団渡来地としての保護区であるため、計画書は原案通りといたします。 ジュゴンについては、国指定屋我地鳥獣保護区を含む地域において、地域社会との共生のために、混獲があった場合のレスキューマニュアルの作成と普及、漁業者との研修会や訓練等を実施しております。詳細は以下URLをご参照ください。 https://www.env.go.jp/nature/kisho/research/jugon.html

No.	鳥獣保護区等(※)	意見数	御意見概要	御意見に対する考え方
9	②ア	1	計画書に、ジュゴンの採餌場所となる海草類の保全に関する事項を記述するべき。	屋我地鳥獣保護区は海鳥等の集団渡来地としての保護区であるため、計画書は原案通りといたします。 屋我地鳥獣保護区を含む屋我地島周辺においては、ジュゴンの保護への理解を深めていただくことを目的の一つとして、地元漁協に所属する漁業者の方々に喰み跡のモニタリング調査を実施していただいております。 詳細は以下URLをご参照ください。 https://www.env.go.jp/nature/kisho/research/jugon.html
10	①ア ②ア	1	鳥獣保護区周辺の狩猟者への非鉛弾使用の啓発、推進について、管理方針や普及啓発事業の一環として位置づけるべき。	鳥獣保護区内での狩猟は禁止されております。また、計画書は鳥獣保護区に関する計画事項を記述しておりますので、計画書は原案通りといたします。 なお、仙台海浜鳥獣保護区の周辺は特定猟具（銃）使用禁止区域及び指定猟法禁止区域（鉛製散弾）に指定されております。 参考までに、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の第14次改訂案において、非鉛製銃弾への切替えの促進については、試射会の実施や普及啓発等の取組を行う旨を記載しております。
11	②ア	3	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのイエネコの掲載が確定したものと誤解するため、別表3におけるイエネコについては「外来」の記載をするべきでない。	別表3は、屋我地鳥獣保護区において生息が確認されている獣類を掲載したものです。イエネコについては、国指定屋我地鳥獣保護区において外来鳥獣として記録されているため、備考欄に「外来」と記載しております。この記載は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の改定作業とは関係はございません。
12	①ア	1	仙台海浜鳥獣保護区の19年7か月間という存続期間と令和9年4月1日という開始時期について計画書に説明を追記するべき。	変更後の仙台海浜鳥獣保護区の開始時期を令和9年4月1日とした理由は、現在の鳥獣保護区の期間の満了日が令和9年3月31日であるためです。 また、存続期間を19年7か月間とした理由は、多くの国指定鳥獣保護区の存続期間の満了日が10月31日となっていることを踏まえ、今回の更新において、他の国指定鳥獣保護区と並びを合わせて令和28(2046)年10月31日までとしたためです。計画書案は原案通りといたします。
13	②イ	1	屋我地鳥獣保護区計画書においては、「当該地域ではハシブトガラスによる農作物被害が確認されている」と記述されている一方、屋我地特別保護地区計画書における農林水産物の被害状況については「特になし」と記述されている。屋我地特別保護地区計画書に農作物への被害状況と被害発生時の対応方針を記述するべき。	屋我地特別保護地区には農地が無いために農林水産物の被害状況として「特になし」と記述しております。計画書は原案通りといたします。

※意見募集対象の鳥獣保護区及び特別保護地区

- ① 国指定仙台海浜鳥獣保護区
 - ア 国指定仙台海浜鳥獣保護区
 - イ 国指定仙台海浜鳥獣保護区 蒲生特別保護地区
 - ウ 国指定仙台海浜鳥獣保護区 井土浦特別保護地区
 - エ 国指定仙台海浜鳥獣保護区 広浦特別保護地区
- ② 国指定屋我地鳥獣保護区
 - ア 国指定屋我地鳥獣保護区
 - イ 国指定屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区